

会的な構造とか、あるいはこれまで置かれてきた社会的な位置によって現在不利な状態に置かれていて、単に機会、チャンスだけ平等にされてもそれでは現実に障害者の社会参加が進んでいかないという状況がある以上は、アファーマティブアクション的な政策をやっていくことには正当性があると思います。

ただ、そのときに、障害者が不利な立場にあるということをどういう理屈で主張するかが重要で、その際おそらく今問題になっている若者の世代の問題とリンクしてくるんだろうと思います。その人たちも、一般には個々人の責任に着せられがちですけれども、実は社会における産業構造の転換の中で失業というか職を得られない状態を余儀なくされているという側面が強いわけですので、そういう人たちについても非常に大きな社会的な不利益を受けている人として、同様のアファーマティブアクション的な政策を打っていくということも含めて主張するということは可能かもしれない。そのように、むしろ巻き込んでいくというような戦略はあり得るんだろうと思います。

ただ1点、昨今の障害者バッシングをめぐる動きについて思うのは、たしかに現実に困っている人、不利益を受けている人は障害者以外にたくさんいるんだけれども、その人たちの怒りや不満が向かう先が同じように不利な位置にある人たちに対して向かっていくという状態は、これはやはり近年かなり特有な現象というか大きな変化だろうと思っています。これはかなり危険だろうと思っています。そこに何があるのかということについては、きちんと考えていかないといけないだろうなと思います。

<パネルディスカッション>

調査データは障害者のどのような現実を映し出したか？

土屋 葉、圓山 里子

【勝又】

それでは引き続きまして、パネルディスカッションに移りたいと思います。今日のパネルディスカッションには5名の方をお招きしております。まず一番はじめに、これからパワーポイントを使いまして発表いただきますのは、これは私が主任研究官をしております国から研究費をもらってやっている研究の分担研究者のお2人ですが、私どもは、あとで説明が詳しくありますが、実際の調査をしてその中から障害者の現在の生活状況はどうなんだろうということについて研究しているグループでございます。

それで今日パワーポイントでご発表いただきますのは、講師プロフィールのところにちょうど2ページ目の一一番上に土屋葉さんです。愛知大学文学部人文社会学科助教でいらっしゃいます。家族社会学の先生です。それからもう1人は、2ページ目の上から3番目、圓山里子さんです。特定非営利活動法人自立生活センター新潟の職員をされています。この2人でご発表いただきますが、内容につきましては2ページ目の上から2番目に遠山真世さんというお名前があります。立教大学コミュニティ福祉学部助教でいらっしゃいますが、この3人の方で研究されたことをお2人でご発表いただきます。それではよろしくお願ひいたします。

【土屋】

土屋と申します。私のほうからは、障害を持つ方の経済的位置と就労についてお話をしたいと思います。

まず経済的位置ですけれども、これは対象者の方々のご本人の収入を全国消費実態調査と比較したものです。これはお独り暮らしの、単身の方の世帯です。濃い青色のほうが私たちの調査の結果ですが、左側に偏っているのがわかるかと思います。100万円未満の収入で暮らしている方が4割弱いらっしゃるというデータです。次にお2人以上、主に家族と暮らしている方の、家族全員の収入を全国データと比較をしたものです。青色のほうが私たちの調査のデータとなっていますが、先ほどと比べますと差が少ないですけれども、若干収入が少ないほうに偏っているというデータであるかと思います。

これは家族形態別にご本人の収入を比較したものです。さらに性別で比較をしていますので、ちょっと見づらいデータになっているかと思いますが、注目をしていただきたいのは、定位家族、主に父母の方と同居されているご本人の収入が非常に少ないとということです。また、生殖家族、配偶者、子どもと同居をしている方の女性の方の収入は非常に少ないんですね。男性の方は多くなっていますが、とくに女性の方の収入が非常に少ないとところに注目をしていただきたいと思います。

さらに男女別です。性別でご本人の収入を比較してみると、水色の薄い側のほうが女性の収入なんですが、先ほど左のほうに偏っているというお話をしましたが、女性の側

の女性の方の収入が非常に少ないですね。50万円未満の方が4割弱というふうなデータです。これは内訳ですけれども、やはり女性のほうが少ないというデータです。

それから、障害にかかる費用ですけれども、障害に関してどのような費用を負担していますかという質問をしてしまして、医療費自己負担、介助料自己負担、補装具代、保険給付対象以外の負担額、その他障害にかかる費用を書いていただいた、平均額を示しています。平均額が23,176円という結果になっています。今示しているのはその内訳です。医療費の自己負担が非常に大きいという結果です。医療費というのは、障害以外の方も負担をしていますので、先ほどの星加先生のお話だと、医療費以外のこのあたりが障害を持つ方の特有のコスト、プラスで支払っている金額になっているのではないかと思います。

次に就労について見ていきたいと思います。男性も女性も共に仕事をしていない人の割合が一般の人と比べると非常に多いです。一般女性、一般男性と比べてみますが、いずれも障害を持つ人のほうが仕事をしていない人の割合が多いという結果です。それから年代に別に見ても、やはり各年代共通に一般の人よりも「仕事なし」が多い。特にこの50代になると、障害を持つ人の「仕事なし」の割合が増えてくるというのが特徴です。

次に、仕事をしているかしていないかというのは、障害によっても異なっています。身体障害の方が、仕事がないという割合が若干多くなっています。さらに内訳も異なっています。特に精神障害の方と知的障害の方で福祉的就労に就かれている方が非常に多いということです。それから就労して得ている額ですけれども、これも一般の方々と比べると障害を持っている人は、非常に低額であるということが見てとれるかと思います。この緑の層が50万円未満ですので、一般の人に比べると非常に低いということです。

まとめですけれども、平均就労収入というのは177万円で、なかでも男女差がやはり大きくなっています。男性が203万円に比べて女性は119万円、それから障害種別でも非常に差が大きくて、身体障害の方が300万円を超えているのに対して知的障害の方、精神障害の方というのは非常に低くなっています。次に圓山さんからの報告です。

【圓山】

よろしくお願ひいたします。自立生活センター新潟の圓山と申します。まず、調査の簡単な前提をお話し、次に、私が担当した生活時間の部分、そして、まとめをお話します。調査報告については、土屋さんからも報告させていただきます。

報告に先立ちまして、今回の中越沖地震については、全国のみなさん、とりわけ関西の皆さんから大変なご支援をいただきました。どうもありがとうございました。私は新潟市に住んでいて、70キロほど被災地から離れているのですが、関西に拠点のある「ゆめ風基金」さんと協力して、現地にお見舞い金などを届ける活動をしてまいりました。本当に感謝しております。どうもありがとうございました。

さて、今日報告させていただきます障害者生活実態調査なのですが、お手元にある資料の数値が若干間違ってまして、画面に出ている数値が正しいものです。違っているのは人数で、関東近郊の身体障害者の方から35人ご協力をいただいている。静岡県の富士市については、113人のご協力をいただいております。

私も含めて、よく障害関係のアンケート調査をするわけですが、この調査においては障害の特性のみならず、社会の多くの方たちとどのように違っているのかを比較しました。そのため、調査した合計 207 名の方々はランダムサンプリングと言いまして、主任研究者の勝又さんなどが障害手帳からくじ引きのようにして抽出し選んだ方です。ですから、どこかの障害団体に聞いたというデータではなくて、くじ引きで選んで把握したというのが特徴だと思います。

もう 1 つ特徴は、多くのいろんな行政などがやっている調査の結果と比較していますので、先ほど星加先生のお話にありましたような、例えば、健常者と比べてどれくらいコストが違うのだろうかといった比較ができる格好となっています。

続きまして、生活時間の比較を出しています。比較をしているのは、社会生活基本調査という 5 年毎に行われる大規模調査です。最近の調査としては昨年行われているのですが、今回はその前の結果を使っています。生活時間、24 時間を 15 分単位、15 分刻みで「何をしていましたか」ということを 2 日間うかがったというものの集計結果です。グラフには行動者率、すなわち、その時間帯に何 % の人がその行動をしていたかというグラフをお示ししています。

最初に、仕事についてです。社会生活基本調査の一般のほうでは、全体での仕事の時間は週の平均が 3 時間 52 分、だいたい 4 時間ですね、でした。私たちの調査では、平日の合計が 3 時間で平均時間も少ないので、グラフをご覧になってわかるように、非常に時間帯が限られているという結果が出ています。この三角のところが私たちのデータで、そうではないのが一般ですけれども、特徴的だと思うのは、午後の 3 時 4 時ぐらいになると、私たちが調べたデータではどんどん仕事をしている人の割合が減っていくのですね。一般的に仕事時間は 9 時～5 時とよく言うと思うのですが、9 時～5 時よりもっと短い時間帯で仕事をしているという結果になっています。これは仕事をしている人での比較で、仕事をしていない人が入っていませんから、仕事のパターンがやはり違うのかなという結果になっていると思います。

次に、ちょっとわかりにくいのですが、家事についてみます。これは時間帯よりも平均の数値を紹介したいのですが、家事時間は、仕事の有無よりはむしろ障害の種類によって、ああ、こんなになっているんだなあとという結果が出ました。

全体の一般では、平日の家事時間平均は 1 時間 25 分、1 時間半ぐらいです。ただし、男性は 10 分そこそこで、女性は 2 時間半ほど。そういう結果が出ています。

私たちの調査結果では、全体で家事の平均は 1 時間 9 分、1 時間 10 分ほどでした。ところが、計算間違いだったというオチが付かないことを望んでいますが、知的障害の方は平均時間、何分だと思いますか。9 分なんです。知的障害の方の平均時間を見ると、仕事をしている時間はそこそこあり、障害別では、一番長くて 4 時間強なのです。ところが本当に家事は 9 分という結果が出て、本当に計算間違いじゃなければいいけどなど、そういう結果になっています。

次の表題は「仕事の有無と休養」になっていますが、この休養・くつろぎの時間が私たちの調査結果では多いのです。休養・くつろぎは、一般の平均、週の平均では 1 時間 29 分、1 時間 20 分ほどで、お仕事をなさっている方は 1 時間 9 分、仕事をしていない人は 1 時間 38 分というのが平均でした。私たちが調べたデータの平日は、全体の平均

は、休養・くつろぎが2時間40分で、やっぱり長いですね。1時間以上長い。仕事のある人は2時間24分が平日の平均時間です。ところが、仕事をなさってないと答え方の休養・くつろぎの平日の平均は、2時間56分、約3時間ということで、非常に休養・くつろぎが長いという結果になっています。

この結果と、先ほど土屋さんから報告のあった就労について、例えば仕事をしていない方の希望だとか、なぜ仕事をしてないのですかという、そういう設問を聞いているんですが、そちらの結果と合わせて考えてみると、こういった休養・くつろぎであるとか、例えば身の回りの用事も平均時間をしてているのですが、そういったことが、先ほどの星加先生の報告と関連させていえば、やっぱりずいぶんなコストになっているのかなと、そういった結果になったかと思います。

調査結果のまとめになりますが、障害者の生活実態は、一般の生活と様々異なる。当たり前といえば当たり前かもしれないし、そうじゃないかもしれないという結果になりました。

私たちが集計したのは100そこそこのアンケート調査ですので、量的調査にはやや弱いかなと言いつつ、でもやっぱり量的調査です。ですから、皆さんの実体験とひょっとしたら、もっと何か「いや、実は異なるんだよ」ということがあるかと思うのですが、これはやっぱりアンケート、量的調査ですので、実感をこういったデータで示すによっていろいろなことの説得材料につながればいいかなと思っています。

星加先生のお話をうかがっていて、こちらで特に事前の打ち合わせしたわけでもないのですが、やはり実際にかかるコストよりも、それ以前にかかるコスト、お金であるとか時間であるとか、希望が叶えられない生活環境だとか、そういった細かいところが、ひょっとしたらそぎ落とされるかもしれません、こういった量的調査でもって実感をデータにつなげるような結果がある程度うかがえたのではないかというふうに考えています。以上です。

＜全体討論＞

【勝又】

はい、ありがとうございました。それで今2つ、お2人の方からご質問が出たこと。まず働きということについての整理がちょっと不明じゃないかと。特に福祉的就労というふうに曖昧な言葉で今語られている作業所で仕事をしているということについてどういうふうにとらえていったらいいのか。それから、今2番目の方ですけれども、就労は就労でやっていて、その不足した部分でナショナルミニマムで保障していくという、そういう人たちでの労働。労働というか就労についても入れて考えていくべきではないか。そのあたりのお考えについてご意見とかお考えのあるパネラーの方、いらっしゃいますでしょうか。手を挙げていただければ特にいいんですけども、こちらから指名しますと、どっきりになりますので。じゃあ、お願いします、圓山さん。

【圓山】

圓山です。調査のデータだけ少し紹介したいと思います。仕事のあるなしで分けてお

りましたが、これはいわゆる福祉的就労が含まれている集計結果です。「収入のある仕事がありますか、ありませんか」という聞き方をしていますが、作業所などの福祉就労が入った調査結果を出させてもらっています。ですから、仕事の時間帯が限られているという、そういうグラフをご覧いただきましたけれども、そのへんが含まれている可能性はとても高いと思います。

また、就労内容別の就労収入の集計を、今日ちょっと欠席していますが、遠山さんが集計してくださいまして、例えば常用雇用は年間の収入の平均は、335万9千円なのに對し、福祉的就労は年間11万9千円でした。実は学会でも今年、昨年と自主企画シンポをやらせていただきまして、このへんの福祉的就労の扱いについて、いろいろご意見があつたのですが、アンケート調査の形をとらせていただいていますので、現にある形態を聞くということになっている。そういう制限があることは、ちょっとご了解いただければなと思います。

個人的にデータから離れたところで言うと、お2人のご指摘はごもっともだなと思っています。生活しなければいけないわけですから、ある程度の収入が必要なのは当たり前だろうし、かといって障害だと不利益ということにも関連すると思いますし、ここで言うまでもないですが、いわゆる健常者並みに働けていればこういう現実はないわけで、それを無視して語ってもしょうがないだろうなと私も思います。ですから、就労の支援や保障と所得の保障というのは、やはり表裏一体で考えていかなければいけないというのは、原則、私もその問題意識は共有しています。以上です。

【勝又】

はい、はじめの部分はご意見としてうかがっておきました、後ろのところですね。調査について。実は私ども昨日、先ほど圓山さんから話があつたんですが、昨日大阪市立大学で日本社会福祉学会というのが開かれまして、そちらで自主企画シンポジウムをやって、そして今回次の日にこの公開研究会をということなので、まず分析をやっていないということはないんです。ですから、例えばその分析の中のことについてお示しすることはもちろんできるので、また後ほどそこらへんのことについては詳しく。他の方でもお知りになりたい方は、もしパソコンに長けていらっしゃる方はPDFでお送りしますし、そうじゃない方は郵送しますので、あとで私のほうに言って来てください。

【圓山】

ありがとうございます。簡単に補足を一たぶん言い訳に聞こえると思いますが一させていただきます。私も若干現場に足を突っ込んでいくつ、こういう場に来ると微妙に研究者モードになるのですが、量的研究やアンケート調査はあまり過大なことが言えないものなのです。やはり、調査をやつた結果に基づいてしか言えないので、分析をされているかと言われると、先ほどお示ししたような単純集計以外のいろんなタイプ別に見てどうかということまでが、一応分析と言えるのかなと思います。それ以外の背景については、もちろん考察しますが、その因果関係が決定的に出るようなアンケート票になってないので、それ以上はちょっと厳しいと思っています。

おっしゃるとおり、私も自立生活センターという現場にいますので、そんな結果は当

たり前じゃないかと言われれば、当たり前なのです。そうなのですが、勝又主任研究者が強調しておっしゃるのは、私たち関係者、あるいは当事者にとって当たり前のことが、じゃあ、他のあまり障害者に接していない人に知られているか、知られてないでしょう、と。なので、それを示す必要がありませんかと、よくおっしゃられる。それはそうだなと思っているところでして、答えになっているかどうかわかりませんが、そういうことです。

あと、くつろぎ・生きがいも、これはべつに私たちがつくった用語ではなくて、「社会生活基本調査」の用語をそのまま使っていまして、3次活動と言うんですけれども、その中に例えばテレビやラジオを見るだとか、交際をするだとか、付き合いとか、そういうものもあります。今日は短い時間での報告だったので、特にこれは長いなあと思った行動を紹介したわけでございまして、他のテレビだとか外出だとかスポーツだとかそういうことのデータも取っているということと、他の調査を借りてきてるので、それを無批判にしていいのかというご批判はあろうかと思いますが、ちょっと他の枠組みを借りた用語というか単語だというのが補足説明というか言い訳です。以上です。

【圓山】

最後に、一言、二言で。圓山です。このパネラーの中では、今のところ障害当事者じゃないのかなという立場から言うと、心情的には、俺たちだって大変なのにと言っている人たちのこともわかるのです。私も悪態をつく意味で、私にも所得保障が欲しいとか、うちにもヘルパーが欲しいとか、ショッちゅう、毎日でもないですが、結構、言っていて、前に大学の助手を務めていた時期があったものですから、そこからすると非常に私は今は生活が苦しくて、いろいろ言う人たちの気持ちは、とてもよくわかると。

一方で、星加さんがおっしゃられたことに非常に賛成で、文句を言う矛先が違うだろうというのは、本当にそうだと思います。三澤さんが提起されたようなベーシックインカムの考え方も、だから私が欲しいよという感じですが、共通するものは、一緒にやっていければいいんじゃないかということです。

あと1つコストの話ですが、コストがかかるのはたしかにそうですね。そうであるけれども、別に障害当事者の懐に入っていくお金ではないわけで、ヘルパーを雇うお金であったりだとか、必要な福祉機器だとか、そういうしたものに支払うコストなわけですよね。結局、それはまた雇用を生み、サービスを生み、産業を生むわけだから、そういう説得の仕方をしていかないと、単に障害があるからこれだけ介助料が必要だ、これだけの合理的配慮をするためには、これだけのお金が必要だとだけ言っていると、やはり贋躰を買うというのが今の状況だと思います。でも、それはドブに捨てるお金ではなくて、そこから雇用が生まれ、サービスが生まれ、そこで税金を払うような仕組み、つまり、回っていくお金ですよね、というふうに言っていくような戦略を立てていく必要はあるだろうと思っています。

<パネルディスカッション>

障害者の所得保障をめぐる最近の動向

三澤 了

【勝又】

それでは、次のパネラーの方にお願いいたします。次のパネラーの方は、DPI（障害者インターナショナル）日本会議の議長でいらっしゃいます三澤了さんです。皆さんよくご存じかと思いますけれども、今日は「障害者の所得保障をめぐる最近の動向」ということでお話をいただきます。では三澤さん、よろしくお願ひします。

【三澤】

皆さん、こんにちは。今日このセッションでは「障害者の所得保障をめぐる最近の動向」というテーマを頂いたのですが、最近の動向と言いたくてもあまり動きがないんですね。いわゆる障害者の所得保障、あるいは経済的な安定に向けての政策、あるいはその施策ということに関しては、現状では大きな動きがないというのが、現状じゃないかと思うんです。

1985年に障害者の基礎年金ということができました。その前は、年金の保険に入って何年か仕事をしていて、仕事中に障害者になったというような人には、年金による障害年金というものが出てたんですが、それ以外の20歳前に障害があった人、あるいは幼いときから障害を負った人たちには、障害福祉年金というものしかなかった。1985年の時点で障害福祉年金というのは、障害の1級の人しか対象にしなかったし、それから年金額も、その85年当時で月額3万2千円程度でした。これは一番最初のできた当時は、いわゆるあめ玉年金というような言い方がされて、この年金で生活の何の足しにもならない、と言われてました。障害者団体の側からもこの問題に対して、ちゃんとした経済保障をすべしという声が、いろいろなかたちで出されていて、80年当時からようやくそれが1つの運動のかたちをとって、障害者の所得保障を確立させるという、そういう運動が行われたわけです。

1979年には、全国障害者所得保障確立連絡会（所保連）という名前の団体ができて運動を進めたわけですけれども、その運動の成果で1985年に年金制度の改革があって、基礎年金制度ということができました。そういう政府の政策があって、その中の1つとして障害基礎年金ができた。その前の福祉年金の3万2千円という金額から見ると約倍近い金額の、月額で6万2千円ぐらいのものが支給されるようになって、それから所得制限等も本人の所得のみをその対象にするというようななかたちで、一定の権利性というのも保障されたという動きがあります。

このときの85年の障害基礎年金創設の動き以降、運動の側も大きな流れとしての運動を組み立てることができない状況でした。そのあいだに社会福祉基礎構造改革の動きが出され、それから2000年の福祉法の改正、2003年に支援費制度、2006年に自立支援法の制定というように、それこそもう政府の側から次から次へと、私たち障害当事者が、これまで嘗々とつくり上げてきた自立生活の条件というのが、覆されていくような

流れがつくられてきたので、それに対抗することで精一杯で、本当の意味で障害者が経済的にも安定した社会生活を営むための条件というものを打ち出すことができなかつたのが、これまでだったと思います。

2006年の中止支援法の制定に至るまでに、自立支援法の中でサービスに対する応益負担という考え方。応益負担ということにはいろんな反対があつて、応益という言葉を使わないで、定率負担という言い方に変えましたけども、負担を強いるのなら一定の所得保障が必要だ、というような声が出されています。私自身は応益負担をさせるから、所得保障をすべし、という考え方自体はあんまり釈然としない、という思いはあります。ただ、この自立支援法の国会審議の中で、自立支援法の附則の第3条に「障害者等の所得の確保にかかる施策のあり方についての検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」という文言が、附則の3条に規定されました。それから、参議院では、「この障害者の所得の確保に関して3年以内に一定の結論を得るものとする」という付帯決議が付けられた、ということがあります。

こういう附則があったり付帯決議があったりということで、厚労省の方でも、これに何にもしないわけにはいかないということで、2007年1月に、障害者の所得の確保にかかる施策の検討チームというものを省内につくりました。これは、外部の意見をいろいろ聞いて、その施策のあり方を検討するということではなく、純然たる省内プロジェクトということで、次官を筆頭にしてやってますけども、ここで検討されているということは、障者の就労支援のあり方を見直し、より充実した就労支援をして所得の確保を図るということにとどまっています。要するに、今の作業工賃平均1万5千円から2万円のものを倍増する計画づくりというものです。1万5千円のものが倍になって3万円、2万円のものが倍になって4万円ということで、それで所得保障、所得の確保、あるいは経済的な安定を図るというのは、ちょっと全然違うんじゃないかなと思います。それからこの就労支援のあり方を考えるというなかでも、例えばいわゆる賃金補填制度を考えるとか、あるいは障害者の最低賃金除外規定の撤廃という考え方を打ち出すとか、そういうことは一切今のところ考えられていなくて、いくつかの税制優遇措置とか、あるいは今までの作業場とか授産施設に仕事が潤滑に回るような、そういう仕組みというものが今のところ検討されて、中間的な結論が出ているようです。

これについて厚労省の方ともちょっと話をしたんですが、厚労省の課長も、たしかに歯切れが悪いのは自分たちも認める。住宅手当とか、そういうようなところまでちゃんと踏み込んだものまで検討しなければならないという認識は持っているけども、今それは自分たちの方からは打ち出せない、と言っています。要するに、そんなものを打ち出しても財務省の方からぴしゃっと蓋をされるだけだというような話です。これは公式な話じゃなくて、担当の課長と立ち話的なところでやっただけですが、非常におび腰になっているという印象をうけました。

障害者団体は、これまで障害基礎年金の大幅な引き上げというもの求めてきました。それから社会手当というものの見直し。特別障害者手当という手当がありますが、これも性格が曖昧になっているし、非常に限定的なかたちの支給しかされていない。これをやっぱりもう一度根本的に見直す。本当の意味での社会自立手当、社会生活手当というようなかたちで、障害を持っている人たちが社会生活を営むために使えるものとして位

置付けさせていくことと、その給付水準の見直しを求めるというのが、当面の課題としてはあると思います。

それから、年金の大幅引き上げというのを求めてきたわけですが、社会保険方式のもとで、年金の給付水準を、高齢者の年金水準と全然無関係なかたちで引き上げを図っていくというのは、なかなか現実的に難しいのではないかと思います。やっぱりこれはもう、別立ての、保険方式ではない、税による方式としての年金制度というのを組み立てていく必要、そういうものを提示していく必要があるのではないかというふうに考えています。

もう1点非常に重要なものに、年金の支給要件、認定要件というのがあります。これは、身体的に何ができるないかとか、どこが動かないかとかいう身体的機能の欠損というのが判断基準になっています。例えば精神障害を持っていたり、知的障害を持っている人たちの場合、歩けたり、手が自由に使えたりすると、これはやっぱり年金的には等級が低いということで年金支給の対象にならないというケースもいっぱいあります。

こういう精神障害者、知的障害者だけではなしに、やっぱり本当の意味で働きたくても働くことができない、そういう障害を持っている人をやっぱりちゃんとした経済的な保障をしていくという、そういう仕組みというのをやっぱりもう一度考え直していかなければいけないと思います。この年金の支給要件というものを、インペアメント中心主義のものさせていくのではない、いわゆる社会モデル的なものが、どういうかたちで組み込めるのかというのを、検討、研究しなければならないと思います。そういう観点を、もっともっと組み入れたかたちでの所得保障が必要です。自分で稼ぎ出して自分の生活費をまかなうことが困難な障害者に、ちゃんとした保障の手立てをつくっていけるような、そういう経済的な仕組みをつくっていく必要があると考えて、改めてもう一度みんなで運動をつくりあげていこうという、呼びかけを発していきたいと考えています。

<全体討論>

【三澤】

先ほどの山之内さんからの提議というのは、すごい根本的な話だと思うんです。星加先生からのお話とか、あるいは平等のあり方についての楠先生の話とかそのとおり、私もそれに異論をはさむものでないし、そのとおりだというふうに考えています。

私たちはやっぱり年金、所得保障というのが、先ほどの一番最初の楠さんとの話とも関係するんだけど、障害に対する補償ということではなくて、やっぱり障害が理由で喪失した稼得能力というものを、補うためのものとしての所得保障、という立て方をしてきたわけだけども、ただ稼得能力の度合いをどう測るのかということの、基準みたいなものを、残念ながら我々は持ち得ていないというのが現状だと思います。

現実的な話をしますと、例えばどんなかたちで働いていようが、いわゆる一定の賃金保障をすべきだということでの賃金補填制度とか、最低賃金制度というのがありますが、日本は、他の国と比べて非常に低いレベルの最低賃金でしかないようです。これを引き上げるというのは、これは民主党なんかも言ってるし、与党も今のままでは不十分だという認識を持ってるようですが、障害者はその最低賃金ですら、除外規定というもので

対象外におかれているという状況です。

これなんかも先ほどの権利条約との話で各省庁との話し合いをしているときに、この最低賃金除外規定というのは、この権利条約の規定からすると、改めなければならない事項ですね、とこちらから指摘しても、現時点では、これは就労を促進させるための1つの方策という位置付けになっているので、現時点ですぐに権利条約に違反してるものとしては受け止めてないという返事が厚労省からは返ってきます。

具体的な策としては、いわゆる福祉的就労というような位置付けの就労形態というものを、取扱っちゃうかたちで、働くことの多様性というか、働き方の多様性ということをもっともっと追求していくことが1つは必要だろうし、一定の賃金補填制度というものを求めていく必要があると思います。それと、最賃除外規定みたいなものは早急に取扱うということが必要だと思います。

その先にというか、先ほど星加先生がおっしゃったベーシックインカムという、基礎的給付ということが、どういうかたちでいけば現実的に可能になるのかということも考える必要があると思います。それを取り入れていくことが、障害者の生活のレベルアップにつながっていくのかどうかということも含めて、私たちも学んでいく必要があると思います。個人的には、ベーシック・インカムという考え方には、魅力を感じるところも多いのですが、どこかに落とし穴的なものもあるのではないか、なんてこともあります。どちらにせよ、われわれ当事者運動としても、ベーシック・インカムというものも含めて、もう少し全体的に検討していく機会を作っていくことを考えています。

【勝又】

わかりました。じゃあ、ちょっと私のアファーマティブアクションということに関しての理解がちょっと違いました。じゃあ、このことについてどういうふうにお考えでしょうか。

【三澤】

一言ずつで答えろというのが平下さんの話なんで。今のアファーマティブアクションに関しては、勝又さんが言ったようななかたちで、まだ障害者の場合、一定程度の優先性みたいなものを確保するということの必要性はあると思います。ただ、何もかもが障害者優先ということのは、現実的にはあり得ないだろうと思います。ただ障害者の権利というものを、主張していくかなければならぬところは、堂々と主張すべきだと思います。障害者の権利を主張するということが、他の人の権利を侵害するということにつながるというのは問題なので気を付けなければならぬ。もう1つは、今私たちも反貧困ネットワークという、貧困の問題を論議しているところとも一緒にいろいろな活動もしてますけども、やっぱり先ほどのベーシックインカムじゃないけども、そういうかたちでの国民共通、市民共通の保障の仕組みというのを、現実的に考えていかなければいけないと思います。

ただ、今の現実的に障害者が直面している課題に関しては、障害者としての主張は主張としてすべきだと思います。そしてその主張は、市民全体のレベルを引き上げていくような、そういうかたちの主張の仕方を、私たちはしていくべきだと考えております。

<パネルディスカッション>

当事者団体は何をすべき時か？

磯野 博

【勝又】

はい、どうもありがとうございました。それでは引き続きまして、次のパネラーの方に前に来ていただきます。前のほうで準備をされております。

次のパネラーの方をご紹介いたします。静岡福祉医療専門学校の常勤教員でいらっしゃいまして JD（日本障害者協議会）の政策委員会の委員でいらっしゃいます磯野博さんです。JD では、去年、一昨年と本研究会の委託研究を政策委員会のところでなさつてまして、そのメンバーの一人としてかかわっておいでになったところから「当事者団体は何をすべき時か？」ということでお話をいただきます。用意ができましたら、よろしくお願ひいたします。

【磯野】

皆さん、こんにちは。磯野と申します。本日は日本障害者協議会の政策委員としてまいりましたが、先ほどの三澤議長とは全く違います、JD で何も代表しているわけではありませんので、かなり個人の立場での発言になります。

ただ、いろいろご縁がありまして、勝又さんのもとで行われております今回の研究を委託研究というかたちで JD がここ 3 年、とりわけ去年、今年は調査をやらせていただきまして、その担当者の 1 人として関わらせていただいておりますので、本日は、その内容を中心に報告させていただきます。

では、まず資料の確認をさせていただきます。

資料集の中に、本日の私のレジュメと資料があります。資料は JD が先日出しました「就労と所得保障に関する特別委員会報告書」です。また別途、「JD 調査・2006」の概要版というものを付けさせていただきました。先ほどの先生方のようにパワーポイントを軽やかに使いこなせば良いんですが、なかなかそういう技術もないものですから、付けさせていただいております。ちなみにその概要版の一番最後に、JD のホームページのアドレスが書いてあります。そちらのほうにアクセスいただきますと、その概要版、また本報告。本報告は百数十ページに及ぶ、図表も入っておりますけれども、アクセスできますので、またよろしければご覧ください。

併せて、私も星加先生と同じ視覚障害です。全盲ではないんですが重度の弱視でございまして、情報をアクセスする苦労は痛いほどわかります。先ほどのコストという言葉にはある種の恨み骨髄のようなものがあるわけです。視覚障害に限りませんが、もしからの資料などをワード文書で欲しいという方は、CD-R を何枚か持って来ておりますので、よろしければ後ほどお申しつけください。

まずははじめに、レジュメには最初からすごいことを書いてあるのですが、これは今三澤議長にお話していただきました、またこのあと楠さんもお話いただけるのですが、本当にこれまでの障害者の運動や研究は、障害当事者によって支えられてきたというこ

とです。

今、三澤議長は、1981年の国際障害者年を契機にしたぐらいのお話がありました。楠さんはそれ以前のお話があるかと思います。そのような歴史の中で、たとえば、関西であれば「青い芝の会」というものは見逃せません。「青い芝の会」の皆さんのがいろいろな主張をされる際によく使われた言葉のひとつに、「障害者として差別される我々」という言葉があります。そのような言葉をいわゆる「最近の若い学生が聞くと、まあ失礼ですが拒否反応が浮かぶように思います。しかし、この言葉に込められた歴史的な意義、つまり、マイノリティーとしての障害者、社会的弱者としての障害者を社会の主人公のひとつに押し上げるという意味は当然あるわけですね。今日も若い方、ボランティアの方がたくさん来てくださっています。障害者運動の裾野の広がりというものを現していると思いますが、少し歴史をさかのぼると、障害当事者の方がつくってきた障害者運動ということを改めて痛感するわけです。

私は、あくまで障害当事者団体の一人のつもりですが、研究者というものを見てまいりましても、若い方々もいろいろ障害者の研究にかかわってもらえるようになってきたと思います。

私は今年45歳なのですが、私が学生時代に障害者福祉論などを教わった先生方、その後も障害者福祉論をやってらっしゃる方というのは、ご本人もしくはご本人のご家族の方が障害者の方が多いと感じます。そういう意味では、この研究分野というものも、まさに障害当事者及びその家族がつくってきたのではないかと思います。それがまた広がりを持ってきているということも今一度確認しながら、今日の一連のお話を丁寧につなげていく必要があるのかなと思っております。

そのような中で私は、わずかここ10年ぐらいですけども、関西からはじまった運動である無年金障害者の会の監事をやらせていただいております。最近では、DPIさんの活動にも少しかかわらせていただいております。JDのほうでも、政策委員としていろいろ勉強させていただいております。政策委員会というのは、JDに関係する学校の先生とか当事者とかが集まった常設の委員会です。そこで調査を行なったり、いろんな提言の原案をつくったりということをやっているということです。

次にレジュメの1番です。先程もいいましたが、本研究会の委託研究として、JD調査を行なわせていただきました。昨年の調査の概要版を見ていただきますと、その冒頭にいくつかの特徴が挙げられております。最初の3点ほどは、昨年の調査そのものの特徴です。簡単に確認しながらいきますが、1番目の黒丸には、今回の調査が、医療サービス、福祉サービス両面に関する障害者自立支援法の影響を調べた調査であることが挙げられています。

DPIさん、もしくはきょうされんさんなどもいろんな調査をやっていただいて、大変貴重な資料をつくっておられるのですが、なかなか医療サービスに関するところまで踏み込んでない部分があります。それはいろいろ理由があって、してないからいけないというのではないのですが、我々は「やっぱりちょっと大変かな」と思ながらも医療の部分もやってみました。結果的にやはり当然なんですが、自立支援医療を利用しているらっしゃる7割ぐらいの方が精神障害の方々で、その方々も含めて多様な障害を持っている方が利用している福祉サービスも障害者自立支援法施行以降、サービスの利

用状況は変わらないということが圧倒的に多いことがわかりました。ただ当然、応益負担によって自己負担は増えているのです。サービスの利用状況は変わらないが負担は増えているのです

じゃあ、それをどうまかなっているのか。これはちょっとせっかく概要版を配っておりますので、概要版のよろしければ7ページをお開けいただきますと、第3章でしたでしょうか。4章でしたでしょうか、4月以降の生活の変化という章がございます。そこからほんの1、2ページですが、いろいろ書いてあるんですけども、まさに自己負担が増えた部分を家族の経済的負担を増やすであるとか、預貯金を切り崩すであるとか、個人的な趣味、教養娯楽、趣向品などを節約することによってまかなっているということが数字的に出て来ています。

先程、土屋さんのほうからも定位家族という言葉が出ておりましたが、年齢にかかわらず、40、50の方でも親御さんたちと一緒に暮らしておられるような方々は、食費などにはあまりこの自己負担の強い影響は出ていません。1つのものを2つで分けるというつましやかな生活をしてらっしゃるんだと思います。それよりは、家族であったとしても趣味とか嗜好品は違うわけです。私はタバコが好きだよ、私はお酒が好きだよ、私はお菓子などです。それら、それぞれ同じローテーションであっても、個人の支出を節約することで、この自己負担の増加をまかなっているということがわかっています。

あと、ここが一番重要な部分だと思うんですけど、そういう影響というものは、生活保護以外の低所得層に強く表れています。生活保護が楽だとかいいということでは決してないのです。やはり、生活保護以外の低所得層、たとえば、障害基礎年金2級相当額以下の収入しかない方々の応益負担の影響はより深刻だということです。このなかには、当然、生活保護基準以下の収入しかない方々も含まれます。

この際の低所得層とは、自立支援医療、もしくは福祉サービスの受給者証の所得区分が低所得ということで、一概に障害者自身の収入がいくらとかいうことではないのですが、皆さんも受給者証をお持ちでしたら書いてあると思うのですが、その所得区分にも応益負担の影響が表れているということが出てきています。

今年度の調査に関しましても、またよろしければ資料を持っておりますので、後ほどお聞きになってくださいお知らせいたします。今年度は、この生活保護以外の低所得層への応益負担の影響が、先程述べたような趣味・娯楽といった障害者の社会参加にどのように現われているのかをより詳しく、事例調査によって直接聞き取っていくことを行っています。

最近の社会参加の変化といつても、自立支援法の影響もあるし、そうでないものもあるし、それがどういうかたちで個々に表れているのかということをもう少し丁寧に調査していくこうとしています。当初は40ケースぐらい予定しておりましたが、20数ケースぐらいしか集まらないのですけど、非常に丁寧な1人1時間以上のお話を聞かせていただきながら、それを今まとめているところです。本当にいろんな傾向が出て来ています。

参加者の方の中には、このような調査結果は当たり前だとおっしゃる方がおられるかもしれません。当たり前なのです。我々も想定していたこと、想定していないこともありましたけど、ただやはり、いろんな意味で運動をつくっていくという意味では、当たり前のことでも根拠のある数字というものをやはり示していかないと、なかなかマスコミ

も動かないし、ましてや厚労省も動かないのです。厚労省の交渉とか懇談などに行って、「別途調査をやってみる」といわれ、「調査なんかしなくてもわかってる」と、もうかつかしながら帰って来る場合もあるわけなんですが、でもやはり我々が調査することも含めて、一定の根拠を示さないと、なかなか動かないものはあります。だから、当たり前のことを当たり前に示していくということも、遠回りに思うかもしれないけど、実は大事なことなのです。JD でも調査がいるっていう場合には、当然お金も人手もかかるわけですので、そういうときに、「どれぐらいこういう遠回りをしなきゃいけないのか、もっと国会に押しかけるべきだ」とか、いろんな議論がありながら、こういう調査も行っているわけです。

もう報告時間はオーバーしていますが、最後に、JD のほうでは最近「就労と所得保障に関する提言」をまとめております。今ちょうどまとめているのが、先ほど三澤議長からご紹介のあった障害者自立支援法の附則の実施に関する提言です。厚労省に出そうというので、今ほぼまとまりかかっていますがやっております。

その中で話題になってることを本当に部分的ですが報告させていただきます。まず所得保障の部分を見ていただきますと、おわかりいただけますでしょうか。さつき議長がおっしゃったような年金額をやっぱりもっと上げるべきだ、年金とセットになっている手当の部分をもっと充実すべきだ。障害者の所得保障、つまり障害年金とか特別障害者手当の充実はもう言うまでもないですが、どうもそれだけではなかなか世の中押し切れる、厚労省押し切れる、財務省押し切れる状況ではないだろうということです。もう少しわざわざ国民全体の所得保障の観点から考えていった場合に、我々のような障害に伴つていろんな経費が掛かることによって、所得保障が必要なこともあるんですけども、もう少しこんなことによって所得保障が必要な人々、たとえばワーキングプアの人々、これらを全体的に保障する最低生活保障ということも考えいかなくてはいけないということです。それプラスアルファで介助手当とか住宅手当を考えてはという提起も含んでいます。

この介助手当というのも障害に伴う介助ばかりではなくて高齢もありますし、考えようによつては子育て、お子さんのいらっしゃる方もいると思いますが、子どもさんの看病も含まれます。

もう一点、ぜひとも今日皆さんの意見を聞きたいと思ってきました。JD の中でも正直なところ少々割れているところです。今議長からもお話をあったように、障害者自立支援法では、所得保障よりも就労支援の関係のことを主に言っているということです。工賃倍増計画とか言いながら、作業所もしくは授産施設、小規模授産などに通つていらっしゃる方々の工賃を上げ、所得保障の足らざる部分を補うというものです。なかなか悩ましいです。それをどう保障するのかということは何も言ってないんですけども、障害者の親たちや一部の事業所は、この流れに乗る傾向があります。しかし一方では、就労ということにあまり乗っちゃいかん。元来就労支援と所得保障は別のものなので、まずは安定した生活基盤を築くような所得保障があるべきであるという議論です。

就労が先か所得保障が先かでもないんですけど、就労のこのへんの保障の仕方、工賃を含めた福祉的就労も含めた保障の仕方という部分、いろいろお考えを聞きたいなと思って来たところです。

最後、本当に最後にレジュメにも書いてありますけども、何ごとも最近は「持続可能な」ということがいわれます。我々障害者団体も本当に脈々とした歴史の中でつくられてきたものです。今後また若い方々にバトンタッチできるような持続可能な何かものを残していきたいということでは、今日の議論を大事にしていきたいということです。

＜全体討論＞

【勝又】

どうもありがとうございました。1つ私のほうから付け加えさせていただきますと、今回の分析の中で研究者として面白いなと思ったのは、障害にかかる年金。障害年金がありますね。この障害年金や手当というものと、それから働いている賃金、いわゆる雇用者所得というものの関係を見たときに、例えば雇用者所得を補完するような、少し補うようななかたちで年金がある。それが本来の姿だというご発言が先ほどあったんですが、そういうかたちにはなっていないという事実がわかっているんですね。それはどうしてかといいますと、基礎年金。基礎年金というのはご存じのように、非常に低額でそれから障害によって金額が違うというかたちになっています。

それからもう1つ、すでに働いてから何らかの障害を得た人というのは、その人たちはそのときの所得とかそういうものによって。それから、もしかして公務災害のようなかたちで何か事故に遭って、仕事の中でですね。それでなってしまったとか。それから、交通事故に遭った場合には、交通事故の法的な保険以外に、例えばいろいろな手当とか、保険会社の問題とかいろいろありますけれども、そういうものをもらっている。

いろいろなパターンで所得を得ているかたちがあるんですけども、私たちは頭で考えると、障害年金というのは、障害者の所得の補填になってるんじゃないかというふうに思っているんだけれども、必ずしもそうじゃない。当たり前じゃないかと思われるかもしれないんですけども、そこを出して来たというのは、私は非常に画期的なことで、実際のところ障害年金は働くことに、例えば補填的にそれを補うようなお金にはなっていないんですよということを出していくこと一つにしても、これは制度をつくった人間が想定していないことなんですね。

そういう意味で、こういう調査研究というものから出てくる分析というのは、ある意味でものを言うというふうに思うんですが、もちろんその生活の中にいらっしゃる方にとっては当たり前のことだと思われるかもしれないんですけども、そこをやはり私たち研究者が分析をしていくて違う人の目で見ていくと、違うという結果が出て来るということもお伝えしておきたいと思います。どうもありがとうございました。じゃあ、その関係で磯野さん。

【磯野】

磯野です。今、勝又さんがおっしゃったとおり、報告書の中にあるんですが、実はそれはJDの調査からもぴしっと出ていまして、たしか載ってたはずですので、概要版の9ページにも載ってたと思います。ちょっとお開けいただいてよろしいですか。その図表が載せてあったはずなんんですけども。

JD のデータは、414 ケースを集計をして、数は多いんですけど、完全な郵送調査ですのでいろいろと誤差がある可能性があります。概要版のほうの、11 ページです。10 ページから 11 ページのグラフがそのへんについて書いたグラフだったと思います。これに関しては、JD のほうでは、前政策委員長の佐藤久夫先生、日本社会事業大学の先生ですが、『月間ノーマライゼーション』のほうにたしか昨年の 9 月号だと思いましたが、解説を含めて載せておりますので、またご覧いただくか、よろしければお送りしますので見てください。説明は先ほど勝又さんがおっしゃったとおりです。

＜パネルディスカッション＞

自立支援法に後に来る「未来」とは？

楠 敏雄

【勝又】

はい、どうもありがとうございました。それではパネラー、最後になりますけれども、今回この公開研究集会を協賛していただきました障大連（障害者自立と完全参加をめざす大阪連絡会議）の議長でいらっしゃいます楠敏雄さんにご報告いただきます。楠さんのレジュメは一番最後のところ、7ページにございますので、よろしくお願ひいたします。では楠さん、よろしくお願ひします。

【楠】

こんにちは。ご紹介いただきました楠と申します。だいたいこういう集会というのは、私が透析を受けたあとにあるので声がなかなか出ないんですね。最初はね。いつもはもう少しアジテーションをするんですけども、しばらくしゃべっているうちにだんだん声が出て来ると思います。ちょっと聞き苦しいかもしませんが辛抱してください。

自立支援法ですね。後に来る「未来」なんていう非常に大層なタイトルが付けられていますけども、自立支援法の後に来る未来は絶望だというのが正直な感想なんですが、絶望といったらこれは闘う意味がないので、やっぱり希望を少しでも生み出すための提議をしなければならないというふうに思っています。

一応大きく3つの切り口で整理しています。1つは自立支援法ですね。何をもたらせたか。いわば功罪ですね。2つ目は、むしろこれからのテーマということで障害者権利条約と国内法の課題、見直しの課題ということで少し整理しました。3つ目に、我々の目指す社会保障制度のあり方。これについてお話をします。これ1つずつでも1時間ぐらいかかるので、項目を挙げる程度になりますがご了承ください。

1番目の自立支援法についての評価ですが、政府が何を意図していたのかということについて触れてみたいと思います。

その1つは、自立支援法を通じて障害者のニーズというものを客観性、透明性の仕組みの中にはめ込もうとした。これはやっぱり大事なことだと思うんですね。全く1人1人ニーズが違うのにそれを無条件にどうしようなんていってはできないので、やっぱり客観的な評価とか透明性というものが必要だ。公平性というのは、これは非常に欺瞞的だと思いますけれども、客観性、透明性というのはいるんじゃないかな。しかし、それにしても、この審査会とか障害程度区分というのは全くナンセンスなので、これはもう論外だと思いますけれども、やっぱり客観性、透明性という仕組みはいるんじゃないかな。

それから今、磯野さんがちょっと就労の話をしましたけども、私がやっぱりこれまでの障害者運動、我々が目指した自立解放の運動の中で、ややこの20年あまり就労の取り組みが弱かったというふうに思いますね。私はやっぱり一般就労の取り組みというのは重要だ。世の中を変えていく。障害者の存在を認めさせて健常者の意識を変える。あるいは、社会の資本主義の仕組みにきちんとした問題提起をするという意味でも、やっぱ

り一般就労の課題というのは非常に重要だと思います。

その観点から言うと、作業所に閉じこもってしまいがちな取り組み。これからやっぱり脱却する必要がある。そういう意味で一般就労を打ち出そうとしたということ自身は、それなりの意味があると私は思う。ただ、だからといって働くことを強制したり、全然企業側とか支援の体制がないのに働け働けというようなことを強要するという、これも論外と思います。

それからもう 1 つは、施設からの地域移行ですね。施設や精神病院に隔離しがちな、あるいは、してきたこれまでの政策を地域移行。中身は問題ですけども、とにかく地域移行ということを打ち出した。このこと自身は意図としては評価できる。こういうことが 1 点目の特徴です。

次ですね。2.の障害者権利条約の問題ですけども、ここで私はここのレジュメにはないんですけども、この権利条約でも我々はもちろんこれは評価すべきところが多いし、フルに活用しなければならないんですけども、掘り下げきれてない部分がいくつかあるんですね。1 つは、障害の定義ですね。ここがやっぱりまだ不十分じゃないかと。私は障害者が置かれている現状から来る障害者の定義と障害の定義、これはやっぱりもう少し厳密に分ける必要がある。障害者というのは *a persons with disabilities* と言われていますね。このディスアビリティー、これは障害の部分ですね。ところが、その障害が障害者というふうに付いた途端にやっぱり別な人格として様々な差別があるというふうに思われる所以、本当はこの障害者の定義と障害の定義をいっぺん別に区別する必要がある。これも時間がないので羅列するだけですね。

私は障害者というのは、大きく 6 つの分け方ができるんじゃないかと。1 つは、宗教的な障害者観。2 つ目は、いわゆる社会ダーウィズムと言われるファシズムの障害者観ですね。障害者の存在を真っ向から否定する。これが 2 つ目ですね。3 つ目は、社会適用論に基づく障害者。つまり社会に役に立つ障害者は認めるけれども、役に立たない障害者は隔離するというんですか、そういう考え方。これが 3 つ目。

4 つ目は、いわゆる医療モデルですね。発達保障の理論がそういう傾向があったと思うんですけども、医療モデルから、つまり障害の軽減克服ということを優先させるんですね。もちろんこの発達保障理論では、障害者の権利性ということを明確に強調しましたので、このこと自身は評価できると思うんですが、やっぱり障害という部分になると軽減克服という医療モデルのほうに、どうもウェートが置かれてきたんじゃないかな。そのため訓練とか専門性をあまりにも強調し過ぎたんじゃないかなというふうに私はとらえています。

5 つ目が、いわゆるノーマライゼーションという考え方。先の医療モデルに対して社会モデルということができます。障害者というのを 1 人の市民としてその存在を認めるということなんですが、ただこれが時々、障害イコール個性、障害は個性だという主張にあまりにも傾斜しすぎて誤解を招く側面があったんですね。個性として認められる部分と、それから個性とは言い切れない部分もあると思うんですけども、いずれにせよノーマライゼーションというのは、障害者を 1 人の市民として地域で生きることを認める。

6 つ目が、いわゆる障害学。これは私のかなり主観的な解釈ですけども、文化論、社会学の面から障害というのをとらえる。あるいは、障害者のいわば同文化とか障害者の

アイデンティティーということを強調する流れ、これが特に最近強く出されてきている。そういう障害者に対するとらえ方というのが、私なりに一応 6 つぐらいに整理しているということです。

それから障害、これをディスアビリティーという英語で表現しているんですけど、これを私をディスアビリティーという言葉を障害に置き換えるのはどうかなということで、ディスアビリティーというと能力不全ですね。あるいは無能力といいますか。そのディスアビリティー、障害イコール、ディスアビリティーで表現すると、これは少し違うんじゃないかなというふうに思っているんですね。

これは全く私なりの思考ですけれども、ICF（国際生活機能分類）ですね。これはあまりにも専門的すぎて、ちょっと理解が不能だというふうに私は考えています。もちろん学術的に参考になる要素はたくさんあるんですけども、ICF 全体を見ると、やっぱりあまりにも複雑すぎて、人間の機能というものを分類していますからね。当然これだけ複雑になるのかもしれませんけども、障害者、障害の定義という意味ではちょっと難しそうるんじゃないかな。

これも私の意見ですが、私は大きく 3 つの切り口から障害を考えたらどうかと。1 つは、もちろんディスアビリティーの要素がある。2 つ目は、ディフィカルティー、つまり社会生活上の困難という要素がある。それから 3 つ目は、ディファレント、違いますね。この 3 つの D という切り口から、障害というのをとらえ返す必要があるんじゃないかなと思います。手話をしてもらっているので英語を使うと非常に怒られるんですが、申し訳ありません。簡単に言います。能力不全と困難と違いますね。この 3 つの切り口からもう 1 回障害というものを定義してみたらどうだろうかというのが私の私見です。

その上でもう 1 つ次は、また権利条約で掘り下げが不十分な点。やっぱり差別、障害者差別とは何か。障害に対する定義が不十分だから、どうしても差別に対する定義も不十分ということになります。このへんももっともっと検討し、論議する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

あとは国内法の見直しについてということで箇条書きにしています。障害者基本法における権利性の明示、これが必要だ。それから障害者差別禁止法。それから各自治体レベルでの差別禁止条例。こういうものを促進する課題があるんですね。

それから 4 つ目が、より強い強制力を持たせた障害者雇用法というが必要だろう。5 つ目は、原則統合の立場に立った学校教育法、インクルーシブ教育の改正が必要じゃないか。それから 6 つ目は、移動の権利というのを明記したバリアフリー法ですね。評価はたくさんできる部分はありますが、権利性ということを明記することが必要です。こういう国内法の見直しをするという上で権利条約を有効に活用して、これを運動に転化していく必要があるというふうに思います。

最後に社会保障制度の見直し。これも非常に大層なテーマですけども、議論しますときりがありません。あとで論議ができればと思いますが、テーマだけ挙げています。その前に先ほどの障害の定義とかかわるんですが、私がずっと持論で障害保障という観点は、やっぱりこれはどうも誤解を招くんじゃないか。私は障害に基づく不利益保障というかたちで主張を展開するべきなんじゃないかと。障害イコール全部保障されるべきだというんじゃないなくて、障害があることでさまざまな不利益がある。バリアが、差別が、